

される父性、母性の概念とは異なるとされている(11頁)。とすればタイトルの1つの社会化側面を意味する、つまり子どもの発達の側面における「父親の役割」とは一体何だろうかというわけである。

もう一つ、理解しにくかったのは、統計的手法によってさまざまな要因間の有意な関連を見出しているのだけれども、その関連の説明がなされていないところがいくつかあったからである。例えば、妻が無職の父親(夫)は柔軟さと相関があり、妻が有職の父親(夫)は自己の強さ・ストレスと負の相関があるから父親の親としての成長は母親である妻が有職か無職かで現れ方が異なるとあるが

(127-128頁)、実際統計的にはそうなのだけれども、では何故なのか。一体有職の妻の何が、また無職の妻のどのようなことが父親の親としての、どのような成長・発達の側面とどのように関連してくるのだろうか。

しかし父親を巡る問題は教育社会学においてもまだ未開拓といってもよいほどの分野であるから、本書は発達心理学の研究ではあるけれども、教育社会学における父親研究の今後の方向と課題に大きな示唆を与えてくれるだろう。

◆A5判 278頁 3,200円

ミネルヴァ書房

## ■ 書評 ■

森山沾一 著

### 『社会「同和」教育の地域的形成に関する研究』

広島大学 原田 彰

これまで社会「同和」教育に少しばかりかかわってきた者として、現在私は次のような疑問に対する答えを模索している。

(1) ある関係においては被差別者であっても、他の関係においては差別者である、という差別の多元性をどう考えるか。最近、上野千鶴子「複合差別論」(『岩波講座・現代社会学』15, 1996)が理論的にこの問題を扱っているが、社会「同和」教育においても、この問題に関する具体的な議論が必要ではないか。

(2) 部落差別、性差別、在日韓国・朝鮮人差別、アイヌ差別、障害者差別など

に対する取り組みにおいて、これらの固有性と共通性(非連続性と連続性)をどう考えるか。部落差別の固有性にこだわりつつ(「同和」教育には、このこだわりは必要だと私は考える)、それを共通性にまで広げていくために、社会「同和」教育には今何が必要なのか。

(3) 国際的動向ともかかわって注目される「人権教育」に、社会「同和」教育はどのようにつながるのか。社会「同和」教育は、現在、このつながりを見つけ出さねばならぬ重要な岐路に立っているのではないか。

(4) 「解放」のイメージをめぐって

様々な議論があるが、社会「同和」教育を進めていくうえで、どのような「解放」のイメージが必要なのか。多元的な差別の現実に学びながら、どのようにして共通の焦点に結ばれる「解放」のイメージを描くことができるのか。

(5)「同和」という言葉自体は、もともと融和主義と結びついて登場したが、第2次大戦後も「同和対策」という行政用語が用いられ、教育運動の中でも、実践上の必要から「同和教育」という言葉が使われつづけてきた。今日、「連帯」「友愛」「共生」（その内実が問われねばならない）といった言葉で示される新しい人権の視点から、「同和」の内実をどう転換していくことができるのか。

以上のような問いに対する答えを求めて、私は本書を読んだ。

著者には、すでに『部落解放教育の地域的形成—自己教育の生成と展開—』（明石書店、1984）という力作があり、本誌の書評でも取り上げられている（第40集、1985）。本書は、それにつながるものであるが、研究の対象を1970・80年代の社会「同和」教育に限定し、この教育が切り拓いてきた地平とこの教育が陥った問題点（陥穽）を明らかにすることによって、近代社会の構成原理を超える人間解放の方向を展望しようとしている。

第一部理論編では、著者は、人間解放理論（廣松渉、見田宗介など）、「人権としての社会教育」論、地域教育論（「地域社会と教育」論）などを参照しながら、また地域に根ざす学校の視点から学校「同和」教育に目を配ったうえで、社会「同和」教育実践を、形式的平等（部落と

非部落の格差是正）から実質的平等（互いに違うけれども平等）へ、近代的人権から現代的人権（友愛的な協同、共生）へ、「建て前・法があるから仕方なくする」社会「同和」教育から「真の草の根民主主義としての」社会「同和」教育へ、浅くて暗い社会「同和」教育から深く明るい社会「同和」教育へ、といった人間解放の方向性において理論的にとらえようとしている。

第二部実態分析編では、著者は、みずからかかわった福岡、熊本、佐賀などの実態調査・教育調査などを手がかりに、理論編で示された方向性を踏まえて、社会「同和」教育の持つ「人権教育としての」先進性（「互いに違うけれども平等」という実質的平等や現代的人権としての友愛的な協同原理をめざす、深く明るい社会「同和」教育）とその陥穽（格差是正のみの形式的平等論にとどまり、近代的人権論に埋没した、浅くて暗い社会「同和」教育）を克服する方向を、個別的具体的に明らかにしようとしている。

社会「同和」教育という言葉は、60年代終りから使われ始めた。それは、著者によれば、「社会教育の分野において部落問題の解決をめざし、同時にすべての人々の市民的権利・人権問題の解決をめざす教育」と定義されるが、社会教育の持つ二面性によって、公的社会「同和」教育と自己教育の組織化としての社会「同和」教育を含んでいる。この両者の接点（あるいは両者のずれの状態）での計画や展開が、地域における現実の「同和」教育運動である。著者は、地域における社会「同和」教育の展開を5つの分野に